

適合証明業務手数料規程

株式会社 住宅性能評価センター

適合証明業務手数料規程

第1条 (趣旨)

この適合証明業務手数料規程(以下「規程」という。)は、株式会社住宅性能評価センター(以下「当機関」という。)が別に定める「適合証明業務規程」に基づき、適合証明業務に係る料金について必要な事項を定める。

第2条 (新築住宅(一戸建て等)における料金)

新築住宅(一戸建て等)は、別表第1に定める料金とする。

第3条 (新築住宅(共同建て 登録マンションを除く)における料金)

新築住宅(共同建て)(フラット35登録マンションを除く)は、別表第2に定める料金とする。

第4条 (フラット35登録マンションにおける料金)

フラット35登録マンションは、別表第2に定める料金とする。

第5条 (中古住宅(一戸建て等)における料金)

中古住宅(一戸建て等)は、別表第3に定める料金とする。

第6条 (中古住宅(マンション)における料金)

中古住宅(マンション)は、別表第3に定める料金とする。

第7条 (リノベにおける料金)

リノベは、別表第4に定める料金とする。

第8条 (賃貸住宅融資における料金)

賃貸住宅融資における料金は、別表第5に定める料金とする。

第9条 (リフォーム融資における料金)

リフォーム融資における料金は、別表第6に定める料金とする。

第10条 (特定区域における料金の設定)

当機関における業務区域において、地域の実情等により必要と認める場合かつ業務の一部が省略できる等合理的な理由がある場合は、第3条から前条に定める料金についてそれぞれ当該料金を超えない範囲(別に定める額を限度とする)で別途料金を定めることができる。

第11条 （特例料金の適用）

本規程を直接適用できない特別な理由を有する物件については、別途特例の料金を設けることができるものとする。

第12条 （料金の支払期日）

申請者が納付する料金の支払期日は、次の各号に掲げる期日とする。ただし、当機関は、申請者と別途協議により合意した場合には、他の支払期日を取り決めることができる。

- 一 新築住宅については、設計検査申請の場合は請求書発行日から7日を経過する日又は設計検査に関する通知書を発行する日の前日のいずれか早い日、現場検査申請の場合は現場検査予定日の前日
- 二 中古住宅（リノベを含む）については 現地調査予定日の前日
- 三 賃貸住宅融資については、設計検査申請の場合は請求書発行日から7日を経過する日又は設計検査に関する通知書を発行する日の前日のいずれか早い日、現場検査申請の場合は現場検査予定日の前日
- 四 リフォーム融資については、請求書発行日から7日を経過する日又は住宅改良工事計画確認報告書を発行する日の前日

第13条 （料金の支払方法）

申請者が納付する料金は、前条の支払期日までに当機関の指定する銀行口座に振込みの方法で納付とする。

- 2 前項において、当機関は、申請者と別途協議により合意した場合には、他の支払方法を取り決めることができる。

第14条 （適合証明書等の再交付料金）

適合証明書の再交付については、再交付料金として 5,500 円（税込）とする。他の書類の再交付については、別に定める。

第15条 （料金の返還）

収納した料金は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

附則

この規程は、2011年3月8日から施行する。

改定履歴：2023年7月11日

別表第1 新築住宅（一戸建て等）における料金

（消費税10%込、単位：円）

単独申請		設計検査	中間検査	竣工検査
フラット 35	1	20,900	20,900	20,900
フラット 35S-B	証明書にて取得	1 3	23,100	23,100
	耐久性可変性	1	26,400	25,300
	バリアフリー	1	28,600	23,100
	省エネルギー性	1	31,900	23,100
	耐震性	1 2	34,100	28,600
フラット 35S-A	証明書にて取得	1 3	23,100	23,100
	耐久性可変性	1 3	23,100	25,300
	バリアフリー	1	28,600	23,100
	省エネルギー性	1	31,900	23,100
	耐震性	1 2	34,100	28,600
フラット 35S-ZEH	証明書にて取得	3	28,600	23,100
	ZEH Oriented	1	35,200	23,100
設計検査加算手数料				
1 省エネルギー性を性能規定による場合			4,400	
2 耐震性を許容応力度計算による場合			6,600	
3 SHC 以外で取得した証明書による場合			5,500	

（消費税10%込、単位：円）

建築確認と併願申請		設計検査	中間検査	竣工検査
フラット 35	1	8,800	11,000	13,200
フラット 35S-B	証明書にて取得	1 3	11,000	13,200
	耐久性可変性	1	14,300	15,400
	バリアフリー	1	16,500	13,200
	省エネルギー性	1	11,000	13,200
	耐震性	1 2	19,800	18,700
フラット 35S-A	証明書にて取得	1 3	11,000	13,200
	耐久性可変性	1 3	11,000	15,400
	バリアフリー	1	16,500	13,200
	省エネルギー性	1	11,000	13,200
	耐震性	1 2	19,800	18,700

フラット 35S-ZEH	証明書にて取得 3	11,000	13,200	16,500
	ZEH Oriented 1	14,300	13,200	16,500
設計検査加算手数料				
1 省エネルギー性を性能規定による場合		3,300		
2 耐震性を許容応力度計算による場合		4,400		
3 SHC 以外で取得した証明書による場合		5,500		

(消費税 10%込、単位：円)

再審査料(設計検査)				
耐久性可変性		3,300		
バリアフリー		5,500		
省エネルギー性 1		2,200		
耐震性 2		4,400		
変更後の適合が明らかな軽微な変更		2,200		
設計検査加算手数料				
1 省エネルギー性を性能規定による場合		2,200		
2 耐震性を許容応力度計算による場合		4,400		
中間・完了検査の再検査は上記該当金額となります。				

(消費税 10%込、単位：円)

竣工済特例				
F35・S 共通	単独申請	74,800		
	確認併願申請	49,500		
竣工済特例加算手数料				
他社の証明書で取得の場合		5,500		

(消費税 10%込、単位：円)

建設評価特例		建設評価特例の利用は当社で取得の建設性能評価書に限ります。		
F35・S 共通	単独申請 5 6	16,500		
	確認併願申請 5 6	5,500		
建設評価特例加算手数料				
5 省令準耐火建築物		3,300		
6 ZEH Oriented		3,300		

(消費税 10%込、単位：円)

遠隔地手数料	
北海道・青森県・秋田県・岩手県 新潟県・富山県・石川県・長野県 岐阜県・三重県・和歌山県・広島県 山口県・徳島県・香川県・愛媛県 高知県・沖縄県	16,500 7 8

上記地域の検査は、遠隔地手数料を申し受けます。

7 島しょ部は、対象地域の内外に係らず、実費を申し受けます。

8 実費が加算額を大幅に超える場合は、実費を申し受けます。

別表第2 新築住宅（共同建て）における料金

（消費税10%込、単位：円）

申請方法		建築確認	住宅性能評価	設計検査 1	竣工検査	
					1～50戸	51～100戸
フラット3Sを取得 支援機構が定める証明書等を添付し、	住戸毎の申請	当社	当社	省略	55,000	88,000
		当社	無 2	99,000	88,000	132,000
		他機関	当社	省略	55,000	88,000
		他機関	無	143,000	143,000	209,000
	登録マンション	当社	当社	省略	44,000	55,000
		当社	無 2	99,000	66,000	88,000
		他機関	当社	省略	44,000	55,000
		他機関	無	143,000	121,000	143,000
フラット3S フラット35	住戸毎の申請	当社	当社	省略	55,000	88,000
		当社	無 2	187,000	110,000	165,000
		他機関	当社	省略	55,000	88,000
		他機関	無	220,000	187,000	275,000
	登録マンション	当社	当社	省略	44,000	55,000
		当社	無 2	187,000	88,000	104,500
		他機関	当社	省略	44,000	55,000
		他機関	無	220,000	154,000	176,000

1 「耐震性」「バリアフリー性」「耐久性・可変性」基準でフラット3S取得の場合は設計検査料金に35,000円（1棟）加算となります。

2 住宅性能評価申請が当社の場合でも、改めて「省エネルギー性」の審査が必要な場合は 2の料金となります。

（例：住宅性能評価で「5-1断熱等性能等級」及び「5-2一次エネルギー消費量等級」を等級4未満で取得の場合）

注1）当社にて遠隔地と判断した場合は、別途手数料を申し受けます。（島しょ部の場合は別途見積りとなります。）

別表第3 中古住宅（一戸建て等・マンション）における料金

（消費税10%込、単位：円）

一戸建て等	フラット 35	35,648
	フラット 35 S	38,704
	フラット 35 + 財形住宅融資（リ・ユースプラス住宅）	43,796
	財形住宅融資（リ・ユースプラス住宅）	43,796
	財形住宅融資（リ・ユース住宅）	35,648

マンション	フラット 35	25,463
	フラット 35 S	30,555
	フラット 35 + 財形住宅融資（リ・ユースプラスマンション）	43,796
	財形住宅融資（リ・ユースプラスマンション）	43,796
	財形住宅融資（リ・ユースマンション）	35,648

注1) 中古住宅特例融資及びリフォーム一体型融資に係る料金については別途協議とする。

注2) 建築確認日が昭和56年5月31日以前（建築確認日が不明の場合は、新築表示登記日が昭和58年3月31日以前）の場合の料金は、別途協議とします。

注3) 当社にて遠隔地と判断した場合は、別途手数料を申し受けます。（島しょ部の場合は別途見積りとします。）

別表第4 リノベにおける料金

(消費税10%込、単位：円)

区分		一戸建て等	マンション		
・事前確認 (物件売買時)	フラット35S の適用基準	省エネルギー性 又は 耐久性・可変性	82,500	82,500	
		耐震性	88,000	88,000	
		バリアフリー性	図書で確認	77,000	77,000
			現地で確認	82,500	82,500
・リフォーム工事計画確認 (リフォーム工事着工前)	フラット35S の適用基準	省エネルギー性、耐久性・可変性	27,500	33,000	
		耐震性	33,000	35,000	
		バリアフリー性	22,000	27,500	
・適合証明検査 (リフォーム工事完了後)		33,000	27,500		

・リフォーム工事後に 一括して適合証明検査 1	フラット35S の適用基準	省エネルギー性 又は 耐久性・可変性	99,000	99,000
		耐震性	104,500	104,500
		バリアフリー性	93,500	93,500

1 宅地建物取引業者が取得してリフォーム工事を行った住宅の場合

加算 減額	事前確認で現地調査が不要な場合 2	-15,000	-15,000
	旧耐震物件であり、耐震評価を行う場合	44,000	44,000
	既存住宅個人間売買瑕疵保険を当社で同時申請	-10,000	-10,000

2 現地調査が不要な場合とは、S基準適用日以前であることが建築確認日で確認できる、建設性能評価書、適合証明書等で現況の性能が確認できる場合をさします。

適合証明検査の再検査	22,000	22,000
マンションで複数の住戸を申請する場合		別途見積

注1) 当社にて遠隔地と判断した場合は、別途手数料を申し受けます。(島しょ部の場合は別途見積りとします。)

注2) 耐震評価が必要な場合とは、以下のいずれかに該当するものをさします。

1. 建築確認日が昭和56年5月31日以前の住宅

2. 建築確認日が不明の場合は、新築の表示登記の日付が昭和58年3月31日以前の住宅

注3) 手数料は申請を受け付けた時点でのご請求となり、検査途中の取下げは事務手数料5,000円を差し引いて返金いたします。

別表第5 賃貸住宅融資における料金

(消費税10%込、単位：円)

申請方法	建築確認	建設住宅 性能評価	適合証明検査手数料	
			設計検査	竣工検査
賃貸住宅融資 (省エネ・高齢者)	当社・ 他機関	当社	5,500	11,000 + 2,200 × 住戸数
	当社	無	20,900 + 2,200 × 住戸数	30,800 + 2,200 × 住戸数
まちづくり融資 (賃貸住宅)	他機関	無	31,900 + 2,750 × 住戸数	41,800 + 2,750 × 住戸数
	遠隔地手数料		16,500	

注1) 基本料金・住戸数に応じた加算料金とします。

注2) 当社にて遠隔地と判断した場合は、遠隔地手数料を適用します。(島しょ部の場合は別途見積りとします。)

注3) 計画の変更に伴い再審査が必要になった場合は、通常手数料の1/2とします。

別表第6 リフォーム融資における料金

(消費税10%込、単位：円)

リフォーム融資	耐震改修等	高齢者向け	財形融資
	73,700	73,700	73,700

注1) 当社にて遠隔地と判断した場合は、別途手数料を申し受けます。(島しょ部の場合は別途見積りとします。)